

特定非営利活動法人・消費者被害防止ネットワーク東海主催

## 消費者志向経営セミナー開催のご案内

私たち消費者被害防止ネットワーク東海は、東海地方でも消費者団体訴訟制度の差止請求権を行使しうる団体をと、弁護士、司法書士、消費生活相談員、学者、消費者（一般消費者、消費者団体）が集まって、2007年5月『特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク（略称 AC ネット）』を設立し、2010年4月内閣総理大臣より適格消費者団体として認定されました。2013年7月に、消費者被害防止ネットワーク東海（略称 C ネット東海）に名称変更しました。

C ネット東海は消費者契約法等にもとづき、不当な契約条項や勧誘行為等の是正をはかり、消費者被害の拡大を防止する活動に取り組むとともに、消費者や事業者に対する情報提供・啓発活動等に取り組んでいます。

今回その活動の一環として、事業者のみなさまの消費者志向経営の促進に資するよう、時々の消費者問題や消費者政策の展開をテーマに、消費者志向経営セミナーを開催いたします。

第一部では、私たちC ネット東海の活動の概要と、最近の差止請求事例の報告をさせていただきます。

第二部は、消費者庁表示対策課の担当者から、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の改正の概要と運用について、監視体制強化等の具体的な事例を通して解説していただきます。

本セミナーを下記要領にて開催しますので、ふるってご参加下さい。

### 記

1. 名 称 消費者志向経営セミナー
2. 日 時 2014年11月28日（金） 14時00分～16時00分
3. 会 場 金山ワークライフプラザれあろ 6階大会議室  
(名古屋市熱田区金山町1丁目14-18 TEL 052-684-2311 \*裏面地図参照)
4. 規 模 80名（先着順）
5. 参加対象 企業の法務部門・顧客対応部門のご担当者
6. 参加費 お一人様 3,000円
7. 企画概要  
〈第一部〉 14時00分～14時30分  
C ネット東海の活動について ～活動の概要と、最近の差止請求事例の報告～  
講師：C ネット東海 理事・弁護士 伊藤 陽児  
〈第二部〉 14時30分～15時30分  
「景品表示法」の改正の概要について ～監視体制強化等の解説～  
講師：消費者庁表示対策課 景品・表示調査官 様  
15時30分～16時00分（質疑応答）
8. 参加お申込み方法  
裏面様式にて、消費者被害防止ネットワーク東海事務局までファックスかメール  
でご連絡下さいますようお願いいたします。  
FAX 052-265-9259 E-mail : [anozawa@tcoop.or.jp](mailto:anozawa@tcoop.or.jp)

# 消費者志向経営セミナー

## 参加申込書

会社名・団体名		電話	
参加者のご氏名		FAX	
所属部署・役職		E-mail	
ご連絡先の住所			

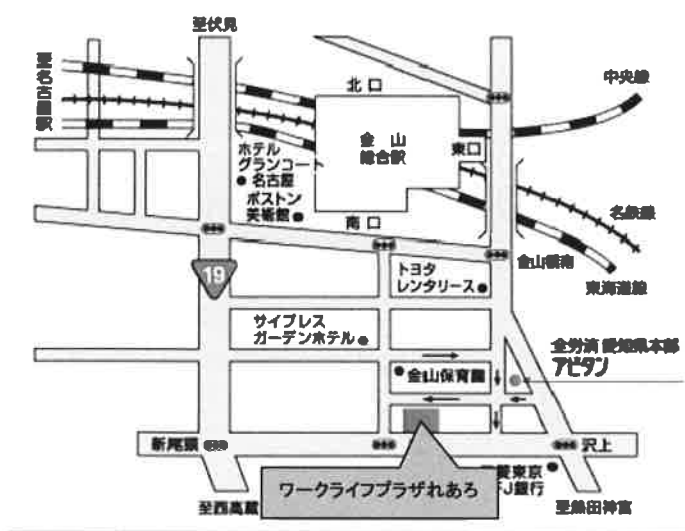
\* 参加確認のご案内をします。住所・電話・FAX・E-mailのご記入をお願いします。

### 〈質問記入欄〉

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の改正の概要と運用について、事前にご質問があれば、お書き下さい。

---

### 会場地図 金山ワークライフプラザれある



- ① 参加費のお支払いについて  
参加費は、事前振込または当日、会場受付にてお支払いいただきます。  
詳細は参加申込み受付後に、個別にご連絡させていただきます。
- ② 個人情報の使用に関する承諾  
本申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本企画に関する諸連絡に利用させていただきます。それに加え、今後のCネット東海からの諸案内にも使用させていただいてよろしいかどうか、該当する方を○で囲んで下さい。  
【 承諾する      ・      承諾しない 】

〒456-0002 名古屋市熱田区金山町1丁目14-18

申込み締切り	11月14（金）18：00まで	
問合せ先	消費者被害防止ネットワーク東海事務局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階 TEL 052-265-9258、FAX 052-265-9259、E-mail: anozawa@tcoop.or.jp	事務局 野澤厚美